



生活保護の打ち切りを不当として提訴する女性。「市の対応は冷たかった」と振り返る＝大阪府大東市

「体調崩して市役所へ行けず」 生活保護止められ提訴へ

体調が悪くて市役所へ行けなかったのに生活保護を打ち切られ、精神的苦痛を受けたとして、大阪府大東市の50代女性が近く、市に損害賠償を求め、大阪地裁に提訴する。代理人の由良尚文弁護士は「コロナ禍で困窮者は増え、生活保護の重みも増している。安易に保護を打ち切る行政の姿勢を問う」としている。

訴状などによると、女性は2018年9月、高血圧や糖尿病、手のしびれなどが出る頸椎脊髄管狭窄症などで働くのが難しくなり、生活保護を申請。翌月から支給を受けた。ところが、生活状況などを説明するよう求められた19年2月、体調を崩して市役所へ行けなかったのに、「指示に従わ

なかった」として3月、生活保護を打ち切られた。女性は再申請し、9日後に再び生活保護を受給できるようになったが、「一時的でも打ち切られたのは不当」と府に審査を請求。府は今年3月、「指示の実現は著しく困難だったとする女性の主張は一定理解でき、直ちに保護を廃止したのは重きに失する」として打ち切り処分を取り消す裁決をした。市は9日分の保護費に相当する約2万3千

円を女性に支払った。女性は保護を打ち切られた期間、病院に薬をもらいに行けないなど不安定な生活を強いられ、憲法25条が保障する生存権や生活保護を受ける権利を侵害されたと主張。慰謝料など5万5千円の支払いを求める。大東市は取材に「今後、同じようなことがないよう適正な保護の実施に努めていきたい」と説明。女性の提訴については「コメントできない」としている。

専門家「判断慎重に」

生活保護は受給者にとって死活問題だ。だが、行政が保護を打ち切り、後から見直されるケースは少なくない。厚生労働省によると、生活保護の停止や廃止などを不服とする審査請求で、2019年度に取り消しが認

められたのは108件。背景には何があるのか。生活保護行政に詳しい花園大社会学部吉永純教授（公的扶助論）によると、保護費の抑制を目指した13年の生活保護法改正以降、行政の不正受給対策が強化されているという。吉

永教授は「行政側が『不正受給ではないか』と疑いの目で見ると運用が定着している。だが、生活保護は本来、人助けの制度。打ち切りの判断は慎重であるべきだ」と指摘する。また、ケースワーカー（CW）が不足し、受給者と向き合う余裕が十分でないのが実情という。吉永教授は「CW不足を解消し、必要な人への適切な支援を整えることは自治体の使命だ」と話す。（米田優人）